

# 会 議 録

第 1 8 回定例会

開会 令和 8 年 2 月 1 7 日

## 教育委員会会議録

1 開 会 令和8年2月17日 午前10時

2 閉 会 令和8年2月17日 午前11時50分

3 教育委員会出席者

教育長	中川 齊史
委員	島 隆寛
委員	横田 賢二
委員	糸井 恵理
委員	武田 國宏
委員	横田 恵理子

4 教育長及び委員以外の出席者

副教育長	松本 光裕
教育次長	海老名 正規
教育次長	眞梶 秀也
教育創生課長	青木 秀夫
教職員課長	井利元 裕哉
高校教育課長	金岡 由岐子
いじめ・不登校対策課長	福多 博史
教育政策課長	地面 浩
教育政策課副課長	櫻木 大介

[開 会]

教育長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

教育長 配付されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

[議 事]

教育長 議案第63号、協議事項1及び報告事項3を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《議案第64号 徳島県学校運営協議会規則の一部を改正する規則について》

教育長 説明を求める。

高校教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし。

教育長 議案第64号を原案通り決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第64号を原案通り決定する旨を告げる。

《報告事項4 令和7年度第2回徳島県いじめ問題等対策審議会の議事内容について》

教育長 報告を求める。

いじめ・不登校対策課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

横田(恵)委員：暴力行為の動画拡散は、IT機器の進化に対し子供たちの倫理観が醸成されていないことに起因すると考える。現場での指導は困難であるが、人権問題等を含め、大人や子供に対し今後どのようなビジョンで啓発を行うのか伺いたい。

いじめ・不登校対策課長：動画拡散を受け、3学期中に県立学校等へ情報モラル教育の徹底を通知した。令和5年度作成のネットいじめに関する資料等を活用し、児童生徒に限らず保護者や地域とも連携して周知・啓発を図りたい。

横田(恵)委員：言葉だけでなく、心に届くような啓発をお願いしたい。

糸井委員：「こどもステーションとくしま」について、開催された3回の様子や施設の規模感を伺いたい。

いじめ・不登校対策課長：1月22日より開始し、今期は7回を予定している。参加者はまだ少数だが、支援員との活動や大学連携の授業を通じ、生徒は緊張がほぐれ良い表情で活動できた。施設は30名程度が収容可能で、全面ガラス張りの明るく開放的な空間でありながら、個別スペースや相談室も備えている。

横田(賢)委員：いじめ問題子どもサミット参加者160名の参加動機は自主的か、教員主導か。生徒の当事者意識の程度を伺いたい。

いじめ・不登校対策課長：生徒の希望と学校側の働きかけの双方が存在する。アンケートでは他校の取組を知る良い機会になったと好評を得ており、城東中学校は全国サミットでも発表を行った。

武田委員：警察連携や毅然とした対応を評価する。暴力行為が犯罪に該当することや民事責任については、高校だけでなく小中学校でも指導しているか。また、いじめの重大事案に対し、近年「出席停止」の実績はあるか。一斉学習での「SNSいじめ」の取り扱いと併せて伺いたい。

いじめ・不登校対策課長：犯罪に該当しうること等の指導は、小・中・高全ての校種で行っている。県内における近年の出席停止実績はない。一斉学習の教材には必ずネットいじめを盛り込んでおり、各校でも重要課題として指導している。

武田委員：中学校は水面下の問題も多いため、保護者への法的責任の説明を含め徹底してほしい。また、被害者を守る最後の手段として出席停止の検討も必要である。

島委員：SNS教育について、禁止するのではなく、存在する前提で正しい使い方を学ぶスタンスか。

いじめ・不登校対策課長：効果的な活用とモラルの両面を指導していく。

教育長：現在は「情報モラル」から「デジタル・シティズンシップ」への転換が進んでいる。単に禁止するのではなく、フィルターバブルや言葉の捉え方など、ネットの特性を科学的に理解させ、賢い利用者を育成する方針である。国もこの考え方にシフトしており、教材等を用いて保護者とともに理解を深めていきたい。

《報告事項1 第3回徳島県公立高等学校の在り方検討会議入試制度部会の概要について》

教育長 説明を求める。

教育創生課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

横田(恵)委員：資料にある「D A方式」について、仮に導入した場合の具体的な仕組みを教えてください。また、育成型選抜は「実績重視枠」と「活動重視枠」に分かれているが、「活動重視枠」には合格者の割合に上限があり、学校によっては指導者不足により枠を十分に活用できない場合もある。スクール・ポリシーに応じて、学校裁量で枠を柔軟に設定できる仕組みも検討の余地があるのではないか。一方で、中学校現場では、育成型選抜後に合格した生徒と不合格となった生徒が同じ教室で学習する状況が生じ、指導面での課題も聞いているので、枠の拡大には慎重な対応が必要である。さらに、入試業務は高校・中学校双方にとって負担が大きく、複数回受検の導入については現場の余力を十分に考慮すべきである。その負担軽減策として、Web出願システムの導入は重要であり、個人情報管理の課題はあるものの、できるだけ早期の実現を期待したい。

教育創生課長：D A方式は、受入保留アルゴリズムによるマッチングの仕組みであり、志願者が複数校を希望順位で登録し、受検後、アルゴリズムにより希望順位の高い高校から自動的に決定される方式である。海外での活用事例はあるが、国内の公立高校入試での導入実績はない。また、保育園の入園調整等で活用された例がある。実施にあたっては、評価方法の公平性の確保や高校の序列化への懸念など課題があり、慎重な制

度設計が必要である。

島委員：保護者の立場として、制度がどのように変わるのか非常に関心が高い。一定の方向性が早めに示されれば準備ができるため、今後の検討および方向性の公表時期について説明いただきたい。

教育創生課長：現在、在り方検討会議の下部組織として入試制度部会を立ち上げており、令和7年度から8年度にかけて検討を進める予定である。令和8年度には、部会での議論を整理し、在り方検討会議を含めた報告を踏まえ、一定の方向性をお示ししたいと考えている。入試制度については、受検者や保護者が事前に制度を理解しておく必要があるため、方向性がまとまり次第、適切な時期に公表するとともに、情報発信を行っていく。

武田委員：令和8年度に示される方向性の中で、Web出願やDA方式、前期・後期制などが具体的に明示されるのか。また、育成型選抜について、運動と文化の分野があるが、それ以外に、探究活動やSTEAM・理数分野などの位置付けはあるのか。国の高校教育改革の方向性では、アドバンスト・エッセンシャルワーカーや理数系人材の育成、探究学習を通じたSTEAM教育などが謳われている。こうした観点も踏まえ、イノベーティブな人材育成の観点から検討する必要があるのではないか。

教育創生課長：現行の育成型選抜では、運動・文化分野以外に、スクール・ポリシー分野があり評価対象としている。例えば、国際分野、理系分野、専門学科分野、探究活動などである。ただ、運動分野と比較すると割合が少ないのではないかとの指摘がある。こうした指摘も踏まえ、入試制度部会では、多様な能力や中学校での主体的な活動をより評価できる仕組みについて議論しており、今後さらに検討を深めていきたい。

武田委員：中学校・高等学校の先生方の業務量を考えると、入試回数の増加は現実的ではない。DA方式であれば1回の試験で複数志願が可能となり、受検機会拡大と業務効率化の両立が図れる。マークシート方式との組み合わせが現実的ではないか。また、教員数が減少する中、スリム化と多様性の両立が不可欠である。

教育創生課長：入試制度の在り方については、業務のスリム化の視点も踏まえ、引き続き検討を進めていきたい。

武田委員：多様な意見を全て取り入れると制度は複雑になる。調整を図りながら、納得感のある入試制度とすることが重要である。

《報告事項2 徳島県公立高等学校の在り方検討会議1次取りまとめについて》

教育長 報告を求める。  
教育創生課長 内容等を報告する。

#### 〈質 疑〉

武田委員：3ページに「市町村や産業界等が、県と連携して人や予算を投じて学校を支える」との記述があるが、現時点で実際に県立高校に対して予算を投じている市町村はあるのか。また、令和9年の最終報告段階で、市町村からの予算確保の見込みはあるのか。さらに、企業との連携について、大学と比較して企業側には学校に関わるスタッフがいないとの問題がある。企業に対してどのように働きかけていくのか、そのビジョンを伺いたい。

教育創生課長：市町村が県立高校の特色化・魅力化に向けて予算を組み、支援を行っている事例は実際にある。企業との連携については、既に各高校で実践されている事例がある。今後はそれらを中学生や保護者に見える形で示し、より一層教育課程へ取り込んでいく必要があると考えている。具体的な進め方は今後の検討課題となるが、現状の取組をさらに深めていきたい。

糸井委員：自分の子供が制度変更の時期に高校生になると予想されるが、制度変更に際して保護者への説明がどのようになされるのか懸念している。制度が変わる中で、子供たちはその時期を過ごさなければならない。必要以上に不安になるべきではないが、どの程度の情報がいつ開示されるのか、保護者としては心配である。早めの説明や対応をしていただきたい。

教育創生課長：通常は当該年度の5月または6月に教育委員会会議にお諮りし、その後、保護者へ周知する流れであるが、大きな制度変更がある場合はそれより前に周知する必要があると考えている。変更内容にもよるが、早めの対応を検討していきたい。

[非公開]

《議案第63号 徳島県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について》

《協議事項1 令和7年度2月補正予算案について》

《報告事項3 服務上の措置の実施状況について》

[閉 会]

教育長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉 会 午前11時50分